

- 非常勤消防団員等が公務により又は消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力したことにより災害を受けた場合における健康保険法又は日雇労働者健康保険法の適用について

昭和 47 年 8 月 11 日 庁保険発第 25 号・保険発第 82 号  
都道府県民生主管部（局）保険課（部）長あて厚生省保険局  
保険課長・社会保険庁医療保険部健康課長通達

標記のことについて、別紙 1 のとおり照会があり、別紙 2 のとおり回答したので通知する。

別紙 1

消基発第 161 号  
昭和 47 年 5 月 20 日

厚生省保険局保険課長 殿

消防団員等公務災害補償等共済基金  
常務理事

- 非常勤消防団員等が公務により又は消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力したことにより災害を受けた場合における健康保険法又は日雇労働者健康保険法<sup>①</sup>の適用について

ご多用中恐縮に存じますが、左記事項につきご見解を賜わりたくご照会申し上げますのでよろしく御願ひ申し上げます。

記

非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により災害を受けた場合、又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより災害を受けた場合において、これらの者が健康保険又は日雇労働者健康保険の被保険者若しくは被扶養者であったときは、健康保険法若しくは日雇労働者健康保険法の規定による療養その他の給付を受けることができるか。

別紙 2

保文発第 289 号  
昭和 47 年 8 月 11 日

消防団員等公務災害補償等共済基金  
常務理事

厚生省保険局保険課長

- 非常勤消防団員等が公務により又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力

---

<sup>①</sup> 日雇労働者健康保険法は廃止され、日雇労働者については、現行では健康保険法において規定

したことにより災害を受けた場合における健康保険法又は日雇労働者健康保険法の適用について

(回答)

昭和 47 年 5 月 20 日消基発第 161 号をもつて照会のあつた標記について次のとおり回答する。

#### 記

健康保険又は日雇労働者健康保険の被保険者又は被扶養者である非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により災害を受けた場合は、健康保険法第 1 条及び日雇労働者健康保険法第 1 条の規定により、これらの法律に定める保険給付は受けられない。

消防法第 25 条第 2 項及び同法第 29 条第 5 項の規定による消防作業従事者又は同法第 35 条の 7<sup>②</sup>の規定による救急業務協力者ならびに水防法第 17 条<sup>③</sup>の規定による水防従事者が災害を受け、これらの者が健康保険又は日雇労働者健康保険の被保険者若しくは被扶養者である場合においては、健康保険法及び日雇労働者健康保険法に定める給付を受けることができる<sup>④</sup>。

なお、消防法又は水防法による療養補償が行なわれたときは、その限度において、療養の給付又は療養費の支給は行なわれない。

---

② 本通知中の消防法第 35 条の 7 は、現行では同法第 35 条の 10

③ 本通知中の水防法第 17 条は、現行では同法第 24 条

④ 本通知による取扱いについては、現行では、消防法第 30 条の 2、同法第 36 条第 8 項及び同法第 36 条の 3 第 2 項並びに災害対策基本法第 65 条（原子力災害対策特別措置法第 28 条の規定により読み替える場合を含む。）の規定の適用がある場合においても同様